

中間検査の対象が変わります（お知らせ）

平成 29 年 4 月 1 日以降に加古川市内にて新築、増築又は改築を行うに当たり、確認申請を出される建築物の建築基準法(以下「法」。)に基づく中間検査は、以下のとおりとなります。

1. 中間検査対象建築物

用途等		工程		基礎	建て方
法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号の工程を含む建築物				△ ¹⁾	○
住宅の用途に供する部分の面積が 50 m ² を超えるもの	階数 ≤ 2	W・S・RC・SRC 造		×	○
		上記以外の構造		○	×
	階数 ≥ 3	W・S・RC・SRC 造		○	○
		上記以外の構造		○	×
特殊建築物 ²⁾ の用途に供する部分の面積が 500 m ² を超えるもの	階数 ≥ 3 かつ 地上階 ≥ 2	W・S・RC・SRC 造		○	○
		上記以外の構造		○	×

1) 住宅の用途に供する部分の面積が 50 m²を超える場合は対象

2) 法別表第 1 (い) 欄に掲げる用途に供する特殊建築物 (共同住宅は除く。)

2. 特定工程及び特定工程後の工程

(1) 基礎工事

特定工程：基礎（基礎ぐいを除く。）に鉄筋を配置する工事の工程

特定工程後の工程：基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程

(2) 建て方工事

下表のとおり（法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号の工程を含む建築物は同号及び同条第 6 項による）

	構造	特定工程	特定工程後の工程
1	W 造	柱、はり及び筋かいの建て方工事（枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあっては、耐力壁の設置工事）	壁の外装工事又は内装工事
2	S 造	1階の鉄骨の建て方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事

3	R C造	2階の床及びこれを支持するはり（平家については、屋根床版）に鉄筋を配置する工事の工程。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事	2階の床及びこれを支持するはり（平家については、屋根床版）に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁を取り付ける工事
4	S R C造	1階の鉄骨の建て方工事	柱又ははりの配筋工事

注1) 複数の異なる構造を併用する場合の特定工程

① 木造を含む場合・・・上表の1の工程

② 木造を含まない場合・・・上表の2～4のうち早期に終了する工程

注2) 複数の工区に分けて施工する場合の特定工程

早期に終了する工区の工程

※適用除外

- (1) 法第68条の20第1項（法第68条の22第2項において準用する場合を含む。）に規定する認証型式部材等を有する建築物
- (2) 第85条の適用を受ける建築物
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定により、建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物

加古川市都市計画部建築指導課

TEL：079-427-9264